

文京区における熱中症対策

2024年7月23日（火）安全安心まちづくり協議会
事前配布資料
作成：委員 田中正史

1

1. 提案理由

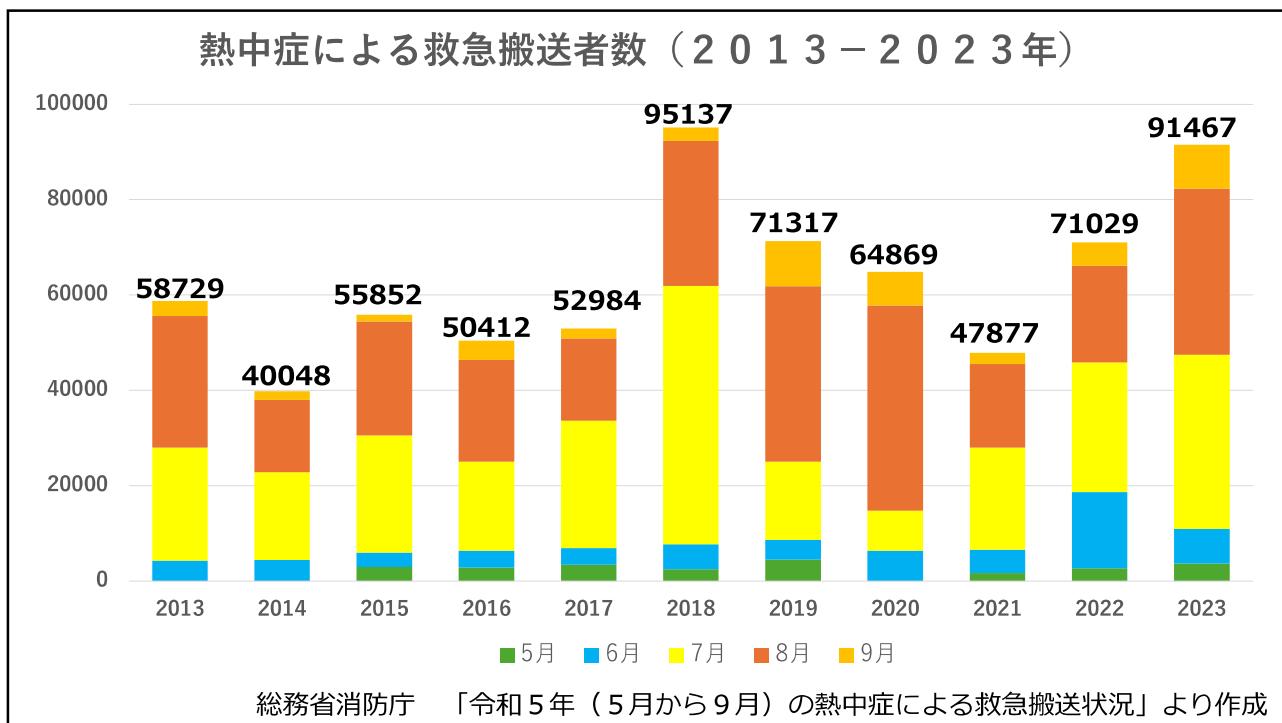
熱中症搬送者数は、年間5万人前後で推移
昨年（2023年）は、**91,467人**（過去2番目）

うち、高齢者が半数を占める。熱中症は身近な問題

環境省などは今年から「熱中症特別警戒アラート」の運用を開始
(改正気候変動適応法)

→**熱中症にかかるないよう、「安心・安全に暮らせるため」
自治体としての取り組みも必要**

2



3

文京区における2023年熱中症による救急搬送者数 **102人**

(うち、約4割が65歳以上の高齢者)

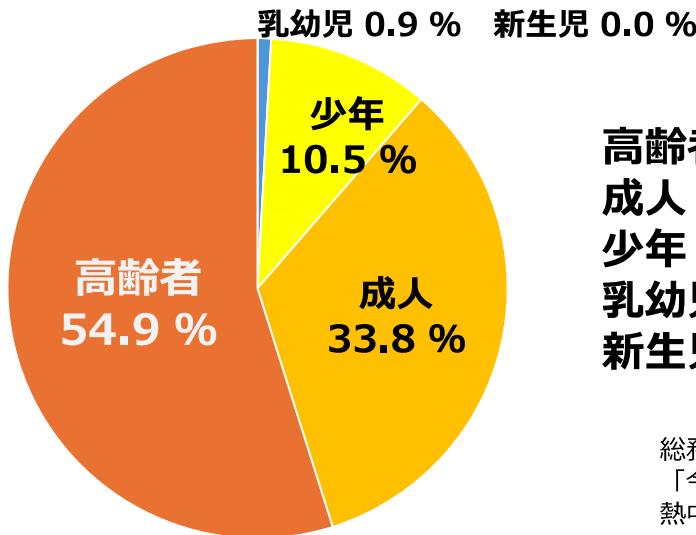
東京消防庁 【年報】東京都 市区町村別熱中症件数 令和5年（確定値）

文京区における2023年熱中症による死者数 **3人**

東京都監察医療院 報告 2023年6月～9月

4

年齢区分別の熱中症救急搬送者数（2023年）



高齢者	50,173人
成人	30,910人
少年	9,583人
乳幼児	796人
新生児	5人

総務省消防庁
「令和5年（5月から9月）の
熱中症による救急搬送状況」より作成

→高齢者はどう感じているか？ 現場の声は？

5

2. 文京区の取り組み

- 「ぶんきょう涼み処」 区内55か所
(昨年実績：50か所)

7/1～9/30の期間中
暑さを避けるため、施設を開放し、
休憩できるようになっている



- 「アラートメール」
暑さが予想される際に、
事前登録したメールアドレス宛に
熱中症に注意を呼び掛けるメールを
送信

「文の京安心・防災メール
熱中症警戒アラート
東京都熱中症警戒アラート 第1号
2024年07月01日 17時00分 気象庁発表
この情報は、小笠原諸島を対象とした熱中症警戒アラートです。
小笠原諸島では、明日（2日）は、気温が著しく高くなることによる熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるため、監視のためのアラート等により涼しい環境にて過ごすなど熱中症予防のための行動をしてください。
く内外で予想されるためアラートです。
まずは、室内でのエアコン等により涼しい環境にして過ごしてください。その上で、ごまめな休憩や水分補給・塩分補給をしてください。
涼しい環境で過ごすことできない場合（自宅のエアコンが故障した場合等）は、衣服を緩めることや重症化等の予防に、扇風機を活用したり扇風機で扇いで、氷やアイスパックなどで冷やすことを対策として考えられます。
<特に要注意していただきたいこと>
熱死する危険性があります。特に老人、かぶの帽子をかぶる人、頭痛の人、過度の衣服を着ている人、普段から運動していない人、暑さに慣れていない人、冷え性の人、体調の悪い人が、熱中症にかかりやすい「熱中症弱者」です。これらのときは、自己規制的に対策を実施し、周囲の方も声かけを実施しましょう。
・管理者がある場所やイベント等では、責任者が、暑さ指数などを実測の上、適切な熱中症対策が取られていることを確認ください。
【明日（2日）予測される日最高暑さ指数（W B G T）】
小河内2.5、青梅2.7、練馬2.8、八王子2.8、府中2.8、東京2.8、江戸川臨海2.8、大島3.1、三宅島2.9、八丈島2.6、父島3.3

- SNSや区報、東京ドーム前の大型モニターなどで注意喚起

6



7

3. 他の自治体の事例

- ・千代田区
避暑施設の開放・うちわや飲料水の配布など
- ・群馬県上野村
熱中症に関するテレビ番組作成・村内放送など
- ・鳥取市
健康教育の場で、熱中症予防についての注意喚起

参考：環境省作成資料「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」など

8

4. 改正気候変動適応法（2024年全面施行）で 自治体に求められること

- ・熱中症対策強化のための府内体制の整備
- ・すべての関係部局の取り組みの推進など
- ・**熱中症特別警戒アラート**発表時の住民への伝達
- ・指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定・解放
- ・**熱中症対策普及団体**の指定

9

5. 热中症予防のための普及活動

- ・熱中症の増加の要因

温暖化などにより、従来の暑さ対策が通用しなくなっている
高齢化の進行
自分は大丈夫だという思い込み

→行動変容が必要

**ex. 热中症への「気付きのきっかけ」を作る
具体的な知識・対策を伝える**

10

6. 気付きのきっかけ

- ・ポスターによる広報
- ・街頭での声掛け活動
- ・イベントにおける飲料や暑さ対策グッズの配布
- ・区有施設・デジタルサイネージなどで「暑さ指数」の表示

→**官民の協働**

商業施設や商店街でポスターの掲示などは可能か？

7. 「熱中症対策普及団体」の指定

熱中症対策普及団体は、地域において、高齢者等への直接的な声かけ等を促進するためこの度の法の改正により設けられた制度であり、**市町村長（特別区の区長を含む）**は、地域において熱中症対策について普及啓発等の事業（熱中症対策普及事業）を行う法人からの申請により、熱中症対策普及団体として指定することができる

（環境省 熱中症対策普及団体の指定に関する手引き 令和6年2月27日）

指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体については「指定できる」とする任意の制度ですが、**地域の熱中症対策強化のために効果的な制度であるため、指定向けた検討や準備を進めていただきたい**

（事務連絡 熱中症対策の一層の強化について（協力依頼） 令和5年6月23日）

7. 「熱中症対策普及団体」の指定

文京区においては、6月末現在、
熱中症対策普及団体は**指定されていない**

→熱中症対策普及団体を早期に指定することで、
さまざまな施策が可能になるのではないか

- ・区民向けのセミナー
- ・官民連携した取り組み

8. 子どもの熱中症

- ・活動時に、複数人搬送される事案が毎年発生している。
- ・子どもも熱中症の危険が高い。
大人より身長の低い子どもは、地面に近いため、
より温度が高い環境。
- ・文京区では、区立の幼稚園長・小学校長・中学校長に
熱中症事故の防止について通知がされている。

→**学校で行っている熱中症対策は？**
学校における課題・求められていることは？

生徒向けに加え、教職員や保護者向けに講習ができるないか。